

第1章 農業振興計画策定の趣旨

● はじめに

東海村の農業は、他の地域と同様に農業者の高齢化、担い手不足、米価下落に代表される収益の低下、混住化に伴う生産環境の変化など、様々な問題を抱えています。とりわけ、耕作放棄地の発生や、混住化による土地利用秩序の混乱は、農業環境だけでなく、住環境への影響も危惧され、早急な対応が求められます。

東海村は、村としては全国第2位の人口を有し、農業生産者の占める比率は2%程度と低く、若年層の比率や出生率が高いことや、上下水道等のインフラ普及率も県内有数で、住宅建築の着工数も県平均を上回るなど都市化が進んだ地域といえます。村内には原子力関係の企業や研究機関の集積が見られ、また水戸市や日立市からも近いことから、多くの転入者が居住しています。このため、東海村では消費地を近くに持つ都市近郊の強みを生かした農業の展開が期待されています。

こうした背景から、東海村では今後10年を目標に、村の農業の将来像を描くことを目指し、農業振興計画を策定いたしました。東海村では、農業を政策の4本柱の一つとして位置付け、これまで農業の活性化に向けた様々な支援事業を行ってきました。この農業振興計画策定は、村の農業をテーマとする基本的な指針を示す計画として、初めての取組となります。計画策定にあたっては、住民、農業者の参加を得て振興計画策定委員会を設置し、座談会・ワークショップの開催、農家及び住民アンケートの実施等を行いながら、行政、村民及び事業者が一体となり、農業振興策を立案しました。

1-1 農業振興計画の位置付け

本計画は、平成22年度末に策定した本村のまちづくりの基本指針である「東海村第5次総合計画」(H23～H32)を踏まえ、農業に関する最上位計画として、本村の農業の振興を図る基本的かつ具体的な中長期指針を示すものです。これまで本村で策定した総合計画、都市計画や環境政策、産業振興等に関する各種個別計画における農業の位置づけや考え方とも整合性を図ります。

計画内容は10年後の農業の将来像、その実現に向けてすすめるべき振興施策、施策展開にむけた組織体制や役割分担などの中長期指針を示すマスタープランといえます。

近年東海村では、こうした計画策定に際しては、住民と行政が協働して立案す

ることを基本とし、農業振興に加えて、自然環境や景観等に寄与する多面的機能の維持に向けた取組や、保健・福祉や教育・文化などのソフト施策との連携も重視しています。このような視点を踏まえ、村内の各組織や住民との協働を含めて、東海村の新たな農業の将来像を描く指針づくりを目指しました。

1-2 国・県の制度や第5次総合計画との関連

◇「食料・農業・農村基本計画」

食料・農業・農村基本法に基づいて、同計画では、農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて、農業や食品産業の成長産業化を促進する「産業政策」と、構造改革を進めつつ、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進する「地域政策」を両輪として、施策の改革を推進することとしています。まず、食料の安定供給の確保のための施策として、食品に対する消費者の信頼確保、食育の推進、6次産業化、農林水産物・食品の輸出、食品産業の海外展開等の取組を促進するとしています。農業の持続的な発展に関する施策としては、農業経営の法人化、新規就農の促進など担い手の育成・確保や、女性農業者が能力を最大限に発揮できる環境の整備を求めています。また、農村の振興に関する施策として、農村全体の雇用の確保と所得の向上を求め、さらに観光、教育、福祉等と連携した都市農村交流の戦略的な推進や、都市農業の有する多様な機能の発揮に向けて、持続的な振興を図ることとしています。

◇「農林水産業・地域の活力創造プラン」

政府は平成25年12月、農林水産業分野の成長戦略である「農林水産業・地域の活力創造プラン」を発表しました。平成26年6月に改訂された同プランでは、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」を目指すとし、具体的には、①需要フロンティアの拡大（国内外の需要拡大：輸出促進、地産地消、食育等の推進）、②需要と供給をつなぐバリューチェーンの構築（農林水産物の付加価値向上：6次産業化等の推進等）、③生産現場の強化（農地中間管理機構の活用による農業の生産コスト削減等）、④多面的機能の維持・発揮（日本型直接支払制度の創設等）の取組を掲げ、これらの4本の柱を軸に政策を再構築するとしています。

これらの基本的方向は、平成27年3月に改訂された「食料・農業・農村基本計画」にも継承されています。

◇「茨城農業改革大綱（2016～2020）」

茨城県では、「消費者のベストパートナーとなる茨城農業」の確立を目指す「茨城農業改革」に2003年から取り組んでいます。

2016～2020年度までの新たな大綱では、○6次産業化や輸出などに取り組む革新的な産地づくり、○産地を支える強い経営体づくり、○地域資源を活用した中山間地域の活性化、○茨城をたべよう運動の推進、の4つのテーマが重点的取組として位置づけられました。

◇「東海村第5次総合計画」

「東海村第5次総合計画」は、「村民の叡智が生きるまちづくり」を基本理念として、平成23年度から平成32年度を目標年度に策定されました。

総合計画の策定にあたっては、村民・職員の共同参画による計画策定が行われたことに大きな特徴があります。平成28年度から平成32年度までは、後期基本計画による政策が展開されます。

◇東海農業振興地域整備計画

本村農業の健全な発展を図るため、自然的条件、土地利用の動向、人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意しつつ、農業地域の保全・形成及び農業振興に関する施策を計画的に推進することを目的に策定しています。土地利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地等の保全計画等で構成されますが、内容としては農業生産よりも農地利用に関する具体的な方向性が示されています。

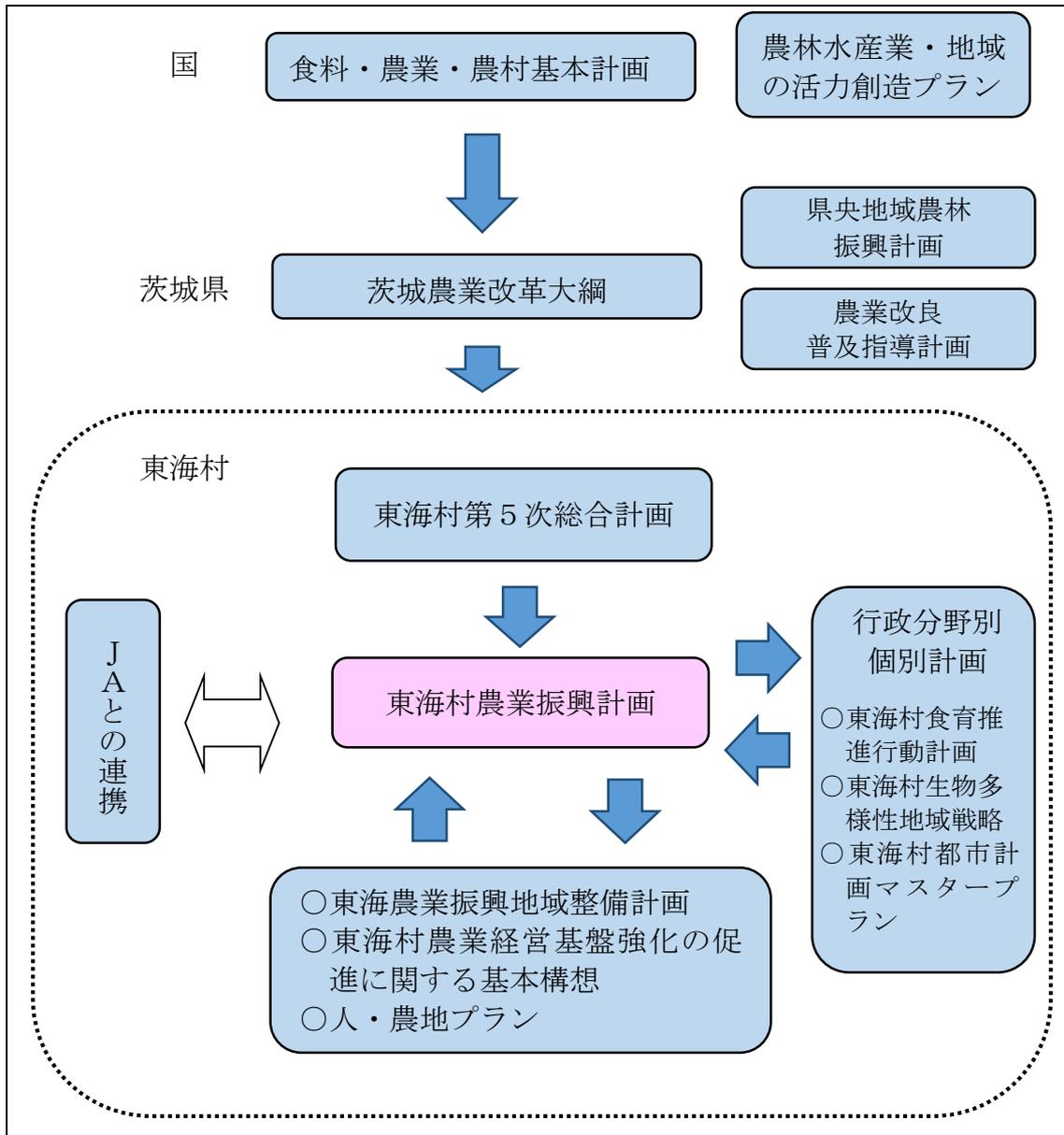


里山と水田



さつまいも畑

国・県、東海村の各計画との関連性



◇東海村農業経営基盤強化の促進に関する基本構想

中核的な担い手となる農業者の経営基盤の強化を図るため、営農類型ごとの農業経営の指標、農用地の利用集積に関する目標などを規定した構想。この構想に掲げられた目標を達成するために、改善計画を作成し認定された農業者は認定農業者となります。認定農業者になると、低利の制度資金を借り入れたり、経営所得安定対策制度の交付金を受けられるなど、安定的な経営を行うことが可能となります。

◇東海村農地利用最適化の推進指針

平成 27 年に農業委員会法が大きく改正され、委員の公選制が廃止されました。委員は、認定農業者、地域や団体の推薦及び公募により選定されることになり、また、農業委員会から農地利用最適化推進委員が委嘱され、農地利用最適化の推進指針に基づき活動を行うことにより、農地の流動化がより一層推進されます。

◇ J A 常陸地域農業振興計画

東海村を管轄地とする J A 常陸は、平成 26 年の合併前から、自治体、関係機関・団体と一体となり、課題別対策や品目別対策、人・農地プランの構築を着実に進め、地域農業の振興を図るための計画を策定しています。

村としても、地域農業の牽引役を担う J A 常陸と連携し、担い手育成や地産地消の更なる進展など、多様な施策を展開してまいります。

1-3 計画期間

本計画の期間は、概ね 10 年間（平成 28 年度から 37 年度）とします。なお、東海村第 5 次総合計画は、平成 28～32 年度を目標とする後期基本計画が策定されていますので、この後期基本計画との整合性を図ります。

東海村第 5 次総合計画と農業振興計画の計画期間

